

No（書面審議会）	中間案素案指摘箇所（頁・行）	委員意見	左記意見に関する回答	計画への反映
1	15頁 社会活動・地域活動に参加しない理由	参加しない理由に「仕事が忙しい」「どんな活動があるのかわからない」等、自治協の活動の取組を情報発信していくことが必要と思われる。	人権政策課：ご意見として伺います。業務の中で啓発していきます。	中間案15頁 計画への反映はしません。
2	15頁 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進	住民自治協議会に於いて、女性の参画率は目標値を大きく下回った結果であった。行政からの啓発や情報発信等されているが、地域での積極的な推進が、今後必要であるとする。	人権政策課：御意見として伺います。	中間案15頁 計画への反映はしません。
3	27頁 3段落目の1行目	「女性自身の意識の中に、大きな責任を負うことを避ける傾向があり」との記載がありますが、何かデータ等に基づいた記載でしょうか？根拠が特になければ、女性に対するイメージ（女性全般の傾向）と受け取れるので表現を検討いただいておりますか。	人権政策課 中間案25頁 計画を下記のとおり、修正します。 「また、女性自身の意識の中に、大きな責任を負うことを避ける傾向があり、」削除し「また、SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほか、国においても「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」としていますが、いまだに到達していない状況です。」を加筆します。 ※中間案26頁、3行目と内容重複は最終調整	
4	p32 もしくは p52 2段落目	改正労働施策推進法など関連法が本年6月1日施行され、事業主によるパワハラ対策強化が求められています。「基本施策6 あらゆる暴力の根絶」にセクハラやマタハラ等について改正男女雇用機会均等法に基づく啓発が記載されていますが、パワハラについて「基本施策2 雇用における男女共同参画の推進」もしくは「基本施策6」に含めなくてよかったですか。LGBT等の観点を計画に盛り込むにあたって、改正法では、労働者の性的指向・性自認に関する個人情報のアウトティング（暴露）や侮辱的な言動はパワハラにあたるとしています。	人権政策課 中間案30頁 このままとし、計画へは反映しません。 中間案50頁 2段落目 計画を下記のとおり修正します。 「セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止措置を定めた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律及びそれらの指針の履行確保に取り組むため、」を加筆し「セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等について改正男女雇用機会均等法に基づき、」を削除します。	
5	p53～57、59～61、p64～66、69	SDGsゴール「3 すべての人に健康と福祉を」のアイコンが抜けています。	御指摘ありがとうございます。□	計画を御指摘のとおり「資料3」と同じに修正します。
6	p3 5段落目	三重県の取組に関する箇所について ・国の記述に第5次計画の策定が触れているので、「県では・・・新たに女性活躍推進法の推進計画としても位置付け、女性活躍推進の気運醸成等の取組が展開されています。」とし、国のトーンと合わせ、令和2年度内に第3次三重県男女共同参画基本計画が策定されることについても追記いただければいかがでしょうか。 ・実施計画に関しては、P3の全体的な話の中では細かい内容となるので、削除してもよいかと思います。	御指摘ありがとうございます。□	中間案3頁 御指摘のとおり修正します。
7	P12 (2)	県の第3次三重県男女共同参画計画は、令和3年3月に策定・公表のため、本文の「第3次」を削除してはどうでしょうか。	9/8柴田委員と調整「伊賀市の解釈として国、県の計画策定の進行状況を踏まえている」ことから、このままとします。	
8	P21 具体的施策3	具体的施策3にある「※」と、最下段にある「※(推進計画に位置付ける項目)」が混同してしまうので、別の記号にしてはどうでしょうか。	御指摘ありがとうございます。□	中間案21頁「※(推進計画に位置付ける項目)」を削除します。
9		・まだまだ新型コロナウイルス感染症の脅威からは解放されませんが、同時に3密回避やテレワーク・リモートワーク等、仕事や日々の生活中心の仕組みに対し、意識改革等新しい日常のあり方を気付かせてくれたこともたくさんあるように思います。 ・「意識が変われば行動が変わる」具体的な意見があるわけではありませんが、男女共同参画基本計画の推進、目標達成のための施策の中に、意識改革につながる具体的な事業のアプローチが必要ではないかと思います。 ※ 具体性のない意見で誠に申し訳ありませんが、生活の中心となる働き方については、場所・時間・雇用形態等の制約を受けない働き方も少しずつ出来るようになってきており、男女共同参画推進のハードルが少しでも低くなっていくことを期待しています。	人権政策課：計画を下記のとおり、修正加筆します。 中間案6頁 第1章 (3) 社会経済環境の変化 更に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日常生活も激変し「新しい生活様式」が求められている中、今後、働き方についてもテレワーク・リモートワーク等へ大きく移行されるのが考えられます。この「新しい生活様式」において、家事・介護・育児など女性への負担増が懸念されます。	

10	頁1, 9、23,71		目次で基本計画の流れは判りますが、読み進めていく時、各章の余白に目次と同じ小見出しを入れた方が、この章で何を伝えたいかが理解しやすいのではないかと思います。	御意見として伺います。	計画への反映はしません。
11	頁の整合性		・白紙も頁としてカウントするのであれば全て印字をお願いします。(頁1・2印字なし、頁19は印字あり) ・頁22から27に飛んでいます。	御指摘ありがとうございます。	中間案において計画の頁を修正します。
12	頁6		・目次には「(2)世帯状況の変化」とありますが、頁6では”の変化”が抜けています。	御指摘ありがとうございます。	計画へ加筆します。中間案5頁 (2)世帯の状況→(2)世帯状況の <u>変化</u>
13	40頁	事業の概要	今回のアンケート結果でも、まだまだ変わらない固定的生別役割分担意識を解消するためにも男性リーダーの育成をするにあたって幅広い年齢層に分けての研修が必要になってくると思うので「幅広い年齢層の男性リーダー」と示してはどうか。	具体的施策において検討します。	中間案38頁 計画への反映はしません。
14	32頁、 36頁	グラフの表示	縦グラフに項目の文字が横書きになっているため見づらい。グラフの線と文字を同じ方向にした方が見易くなるのでは。	エクセル図表のためこのままとします。	中間案30.34頁 計画への反映はしません。
15	40頁	行政の役割	22 男性リーダーのスキルアップのための支援、事業の概要で「男性リーダーの醸成を図るため」→「男性リーダーの <u>意識の醸成</u> を図る」のではないか	意識のみならず優れたリーダーとしての能力や行動力を培う事業とするため	中間案38頁 計画への反映はしません。
16	40頁	市民・事業者等の役割	・「市民は男女共同参画に関する活動へ積極的に参画するよう努めます。」とあるが、「事業者」に対しても男性リーダー育成の働きかけ、役割を示すべきではないか。	まずは市民全体への働きかけ、啓発に努めます。	中間案38頁 計画への反映はしません。
17	31頁		ポジティブ・アクションだけでは意味がわかりにくい。詳しく説明文を入れたらどうか。 事業の概要「積極的に女性を登用している事業所～」を「仕事に対する意識の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮している事業所～」とすれば、ポジティブアクションの内容が詳しくわかるのではないか。	人権政策課：参考資料「7用語説明」において説明します。	中間案29頁 計画への反映はしません。
18			質問、意見等はございません。		